

第 1 回

逗子市情報公開運営審議会

令和4年7月29日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和4年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和4年7月29日(金)

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第3会議室

議 題

- (1) 令和3年度情報公開制度の運用状況について(報告)
- (2) 令和4年度不服第1号の処理結果について(報告)
- (3) その他

出 席 委 員 (6名)

会 長	稲 葉 大 策
副 会 長	前 田 康 行
委 員	野々山 隆 幸
委 員	花 野 充 生子
委 員	鈴 木 弥 奈子
委 員	不 破 理 江

欠 席 委 員 (1名)

委 員	鈴 木 良 太
-----	---------

事務局等出席者

総務部(情報公開) 担当課長	参事(情報公開) 事務取組	事担(情報公開) 取組課幹事	齋 藤 好 男
情報公開 副主事	情報公開 主事	情報公開 課主事	栗 原 達 也
情報公開 主事	情報公開 課主事	情報公開 課主事	高 橋 佳 代
情報公開 會計年度 職員	情報公開 課任用 職員	情報公開 課任用 職員	伊 勢 由 紀子

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 0名

配付資料

1. 令和4年度第1回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 令和3年度情報公開制度の運用状況
3. 令和3年度会議の公開状況等調べ
4. 令和4年度不服第1号の処理結果について
(令和4年度情報公開制度不服等の申出処理状況、選挙運動費用収支報告書)

午前10時00分開会

○齋藤総務部参事 では、お時間になりますので、まず、本日の出席者なんですが、鈴木良太さんのほうから所用のため欠席の旨の連絡がございました。よろしくお願ひいたします。

では、会長、よろしくお願ひいたします。

○稲葉会長 皆様おはようございます。

暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。

逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に倣いまして皆様おそろいで、半数以上の委員の出席でございますので、これより令和4年度の第1回情報公開運営審議会を開催いたします。よろしくどうぞ。

なお、コロナ禍でもありますので議事を進めますが、12時からこの部屋を次の予約が入っているそうなので、それまでには終わらせたいと思いますが、御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

議事に入ります前に、事務局から御連絡が若干あるということでよろしくお願ひいたします。

○齋藤総務部参事 ありがとうございます。

4月1日付で人事異動がありましたので、報告させていただきます。

この4月1日から、情報公開課に総務課から参りました齋藤と申します。よろしくお願ひいたします。

職員のほうも紹介させていただきます。

栗原副主幹は異動はございませんでした。

○栗原情報公開課副主幹 よろしくお願ひいたします。

○齋藤総務部参事 私と同じ総務課から参りました高橋です。

○高橋情報公開課主事 高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

○齋藤総務部参事 審議会の庶務を担当します。会計年度任用職員の伊勢です。

○伊勢情報公開課会計年度任用職員 よろしくお願ひいたします。

○齋藤総務部参事 同じく山岸です。

○山岸情報公開課会計年度任用職員 よろしくお願ひいたします。

○齋藤総務部参事 この後、高橋は公務がございますので、退席いたしますので、

よろしくお願いいたします。

(高橋退席)

○稲葉会長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、傍聴者もおられないようなので、このまま進めます。

新型コロナの影響がありますので、マイクを使っていますので、お聞き
苦しい点御容赦ください。

それでは、事務局から配付資料のまず確認についてお願いいたします。

○齋藤総務部参事 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○稲葉会長 ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

まず、議題の1番、よろしくお願いいたします。

○齋藤総務部参事 では、議題の1番、令和3年度の情報公開制度の運用状況と
いうことで、事前にお配りしました資料を御覧ください。

こちらは先ほど確認いたしました令和3年度情報公開制度の運用状況になり
ます。こちらについて説明させていただきます。

こちらは、条例の規定によりまして、公表が義務づけられているものになり
ます。昨年度の第2回審議会において令和3年度の上半期分、9月までの状況
は御説明させていただいております。ですので、本日は、10月1日以降のもの
を中心に、あるいは令和3年度全体終了ですので、全体を説明させていただきます。

まず、1番、1ページ目になります。

公開請求と決定の件数についてです。一番下の合計欄を御覧ください。

全部公開が27件、一部公開が12件、非公開はありませんでした。却下もござ
いありませんでした。不存在が11件になりまして、うち会議録などでその時点で未
作成、または作成中で不存在のものが1件、それ以外の不存在が10件でありま
した。

それから、⑥の存否応答拒否はございませんでした。取下げが2件、延長が
7件ありました。10番の請求件数の合計ですが、47件ありました。その左側の
①から②、全部公開から取下げまでを合計しますと52件になります。これは1

件の請求に対しまして、複数の決定がなされる場合がございますので、請求件数と決定件数が一致しないものがあるものになります。

⑪、インターネット請求については内数になります。先ほどの請求件数の内数になりますが、12件でした。

また、⑫の口頭請求は10件ありますが、この口頭請求ですが、一度公開請求がありまして公開決定をした情報については、既に公開決定済みであるため、その内容の請求については、口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものになります。こちらも条例に規定されているものになります。この口頭請求については、後ほど13ページに詳細がありますので、そちらで御説明させていただきます。

全体ですが、令和2年度の請求件数の合計は49件でした。口頭請求が7件でした。口頭請求も含めた全体の請求件数が令和3年度は57件で、令和2年度の56件に比べて1件上回りました。全体を通して昨年度と同様の推移ということになります。

次に、2、公開請求の所管別内訳になります。上から参ります。

経営企画部が5件、総務部が8件、次のページにいきます。裏お願いします。市民協働部が7件です。福祉部が11件、環境都市部が8件、会計課はゼロです。消防が4件、議会がゼロ、教育委員会が4件、選挙管理委員会及び監査委員はともにゼロになります。

この中で一番多かった所管は、福祉部の高齢介護課、こちらの6件になっております。それぞれの内容につきましては、3ページから9ページに記載しておりますので、後ほど説明させていただきます。

右側の3、行政不服審査法に基づく審査請求はございませんでした。

4、条例に基づく不服の申出につきましては1件ありましたが、不服の申出が1件、相談等申請がゼロ件になっております。不服で、不服の申出1件の処理結果については意見等なしが1件となっております。

5、同一人による請求件数ということで、上から順に読ませていただきます。8件を請求した人及び5件を請求した人、4件を請求した人、3件を請求した人までが1人でありました。2件を請求した人が4人、1件を請求した人が19人で、実請求者数は27人が請求したということになります。

6のこの中でインターネット請求の割合ですが、実請求者27人に対して8人ございましたので、比率としては30%がインターネットによる請求ということでもございました。

それでは、次の3ページに参ります。

こちらが公開請求の内容、諾否決定内容等につきまして10月1日以降、決定内容が全部公開となったものを除きまして説明させていただきたいと思っております。

では、3ページ目から参りたいと思っております。

では、3ページ目、デジタル推進課、32番、個人情報保護強化マニュアルで一部公開決定になっております。こちらは、事務事業の実施に関する情報ということで非公開となっております。こちらセキュリティに関する事項が記載されておりますので、そちらが非公開となっております。

次、4ページに移ります。

総務課、44番については、沼間5丁目に係る判決文で一部公開決定になります。こちら個人情報に関する情報が非公開となっております。

次に、管財契約課、20番については、平成8年度から令和2年度までの年度別の落札比率の分かる資料で、こちら全部公開と不存在決定に分かれております。平成8年度から平成11年度までの分については、現有する機器内に該当する文書がないため不存在決定となっております。

次に、5ページに移ります。

市民協働課、16番、こちら請求件名が長いので省略させていただきますが、全部公開と不存在決定に分かれています。不存在決定の理由としましては、該当する文書がないため、不存在ということになっております。

同じく市民協働課、37番、こちら請求はネット請求になっております。請求件名が長いので省略させていただきますが、一部公開決定で、こちら個人情報に関する情報ということで非公開となっております。

同じく市民協働課、42番の請求です。こちらも請求件名は省略させていただきますが、不存在決定で対象文書が存在しないということで不存在決定となっております。

次に、戸籍住民課の23番になります。こちらも請求件名が長いので省略させていただきますが、受理をしまして、こちら延長の決定を一度しております。

その後、請求者が取下げを行っております。

ただし、この請求につきまして、次の31番、再請求ということで御本人が請求しております。ですので、次の31番について御説明いたします。請求件名が若干変わった形で出されております。こちらで受理をしております。延長決定の後に一部公開決定と不存在決定を出しております。一部公開の理由としましては、個人情報に関する情報が非公開となっております。不存在決定の理由としましては、保存期間を経過し、廃棄したためとなっております。

次に、6ページに移ります。

高齢介護課の34番について、介護保険主管課長会議の資料になります。延長決定後に全部公開と不存在決定に分かれております。不存在決定の理由としましては、令和元年度の資料については会議が開催されていない。令和2年度の通知については、通知文が存在しない。市の対応が分かる資料については、他の機関への通知を行っていないため、不存在決定となっております。

同じく、高齢介護課、46番については、実地指導の復命書及び資料で、当日の実地指導の状況については口頭による報告のみ行ったため、不存在決定となっております。

次に、国保健康課、33番については、逗葉医師会長との面談記録に職員作成オリジナルメモ、要点筆記録の請求で不存在決定となっております。不存在決定の理由としましては、メモは面談記録作成後に廃棄し、要点筆記録は作成をしていないためとなっております。

なお、この不存在決定に対して不服の1号として不服が申出されております。この不服1号については前回の審議会で報告を行ったものになります。

次に、7ページに移ります。

同じく国保健康課になります。38番になります。こちらネット請求で出されたものです。動物愛護団体の登録に関する文書の請求で、動物愛護団体の登録事務は本市にはございません。実施しておりませんので、回答する文書がないため不存在決定となっております。

次に、都市整備課、30番につきましては、J R東日本との協議経過が分かる資料の請求で、延長決定後に一部公開決定で、こちら個人情報に関する情報ということで、非公開となっております。

次に、8ページに移ります。

消防予防課、24番につきましては、件名は省略させていただきますが、延長決定後に一部公開決定で、個人に関する情報及び法人に関する情報が非公開となっております。こちら、具体的には、請求された文書の通知書など、そちらに個人、持ち主の氏名とかが記載されておりますので、そちらが非公開となったものになります。

同じく消防予防課、41番は、一部公開決定で、法人に関する情報及び協力関係を著しく損なうものが非公開となっております。こちら請求のほうが弁護士事業に関わるものということで、氏名、そういったものと事業の運営上の内容、事業の概要も記載されておりましたので、そちらも非公開ということになります。

次に、9ページに移ります。

小坪分署、36番については、救急活動に伴う書類の請求で一部公開と不存在決定に分かれております。一部公開決定の理由としましては、個人情報のためとなっております。不存在決定の理由としましては、該当の日に救急活動事案がなく、該当する文書がないためとなっております。

次に、子育て支援課、47番につきましては、桜山1丁目地内の実測平面図の請求が一部公開決定で、個人情報に関する情報ということで非公開となっております。

次に、保育課、43番については、こちら件名は省略させていただきますが、ネット請求で受理をしておりましたが、こちら請求取下げというふうになっております。

以上が、令和3年度の10月1日以降の情報公開請求の決定内容の全部公開以外のものになります。

引き続き、次のページ、10ページに移ります。

令和3年度情報公開制度不服等の申出処理状況につきましては、こちら昨年度の第2回会議で既に御報告させていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、11ページは、令和3年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、昨年度の当審議会の開催状況、議題が掲載されております。

次に、12ページは情報提供の内訳になります。こちら市政情報広場で対応したものになります。件数は2件で、記載のとおりとなっております。1番目以降、こちらが下半期で対応したものになります。情報提供は、情報公開条例によることなく住民に対して情報を提供できる様々な形態となります。請求を受けることなく行政機関自らの意思に基づきその裁量により、我々が保有をする情報を外部に提供するものになります。

この情報提供につきましては、基本的に所管の判断により提供するものになります。こちらに記載されているものについては情報公開課の窓口で対応したものになります。

次に、13ページに移ります。

こちらは、1ページ目のところで御説明していましたが⑫の口頭請求10件、こちらの内訳になります。条例第9条の規定に基づくもので、口頭請求とは、一度公開請求があつて、公開決定した情報については、既に公開決定済みであるために、同じ内容の請求につきましては、これは口頭請求ということでその場で情報が見られるというものになります。こちら受付ナンバーの5番以降が下半期で対応した情報になります。

次、14ページから15ページは、令和3年度の会議の事前公表の内訳になります。一番その最後のほうに、令和3年度の会議の公開状況調べ、A4の横の資料になりますが、こちら後ほど説明させていただきます。

ここに掲載してありますのは、情報公開課が事前に会議の公表について調べたものでございます。

次、16ページに移ります。

令和3年度の市政情報広場の利用状況等になります。市政情報広場は、市民への行政案内の総合窓口として設置されましたが、その後、庁舎案内も兼ねることになりまして総合案内として対応しております。

3の総合案内につきましては、次の17ページに内訳がございました。詳細な内訳を記載しております。かなりの件数になっておりまして、所管別の件数が記載されております。

令和3年度もコロナ禍にありまして、昨年度、マイナンバーカードの申請や更新の手續、プレミアム商品券の案内、特別給付金などで窓口が若干対応が増

えたというところがございましたが、昨年度と比べると若干減少傾向にはございます。

ただ、いまだにパスポートの申請の案内とか、あとは観光とか、あとは他市町村、葉山町への行き方とか、そういった案内、バスの案内とか、そういったことを聞かれることも依然多いということで、こちらは情報公開課の職員が対応した件数になります。いずれも会計年度任用職員が対応しております。

最後、18ページは有償刊行物の頒布状況になります。令和3年度は、令和2年度に比べ収入は若干増えたというところになります。

最後のところですが、横の資料になります。ページ数が違うページ数になりますが、令和3年度会議の公開状況の調べになります。

こちらは、当課から各課に年度末に照会をかけまして、令和3年度の会議の公開状況等を取り調べたものになります。会議の公開率とホームページの事前公表率が網かけ、色がついているところになります。こちらにパーセンテージで表示されております。文字が少し小さいですが、申し訳ございません。

情報公開条例第20条で、会議については、公開が原則という規定がございます。運用で会議の事前公表に努めるものというものになっております。会議の事前公表については、こちらハンドブックにも書いておりますが、市の重要な施策に関する事項について、会議が開かれる予定であっても、その開催について、当日のホームページの掲載では、市民の方が傍聴をしようとしても、傍聴ができないなど、適時適切な方法で情報の提供を行わなければいけないと、そうしませんと市民の知る権利や市政の参加の機会を失うことにもつながってしまいます。

会議の事前公表等につきましては、過去にも各課へ通知をし、徹底を図ってきたところですが、当課で、情報公開課のほうで、毎週金曜日3週間先までのものについて、開催予定の会議について、ホームページに該当のページが記載されて更新されているか。ホームページのイベントカレンダーというものがありますが、カレンダーから、そちらから会議の詳細が見れるようにリンクが貼り付けられているか、その漏れがないか、確認を行っております。

そういったことを全庁のシステムを使いまして、内部の情報システムで注意喚起を行っております。また、電話によりまして、会議室の予約状況とイベン

トカレンダーのチェックを各課に行っております。

平成27年度までは、当日の電話確認、会議の当日の電話確認を行って、当日のホームページ掲載も事前公表として確認していたんですが、平成28年1月からは、事前に掲載されていなければ、なかなか出席、傍聴に來れないだろうということで、1週間前までに、1週間前にこちらで確認をしまして、1週間前までにホームページにアップされていない場合には、この事前公表のカウント、そちらには入れないようにしております。ですので、若干昔より厳しくなっている判断になっております。

ただ、この令和元年度からは、新型コロナウイルスの関係がありますので、書面会議となった会議がございます。ですので、事前ではなくても、書面開催でやりますよということのあった場合には事前公表ということで、掲載しておりますので、若干公表率が上がっている部分があります。

ただ、まだ事前公表率が100%になっていないものがございますので、当課としましても、引き続き周知、確認を行っていきたいと思います。

事前公表率が低くても傍聴者数が多い会議もございますので、市民の方の関心は高いのかなと思っております。

運用状況の報告については以上になります。よろしくお願ひいたします。

○稲葉会長 ありがとうございます。

いろいろ細かく御説明をいただきましたけれども、何か御質問のある方はどうぞお願ひいたします。

ただいまの御説明で何か特にございませんか。

それでは、御質問がないようですので、次に移らせていただきます。

議題の2をお願ひします。

○齋藤総務部参事 よろしいですか。

○稲葉会長 はい、どうぞ。

○齋藤総務部参事 では、議題の2、令和4年度不服第1号の処理結果について御報告させていただきます。

資料のほうを御覧ください。

令和4年度情報公開制度不服等の申出処理状況ということで表になっているものになります。

こちら、令和4年度の上半期、この6月に不服の申出があったものですが、令和4年度の上半期の運用状況の報告の中で説明すべき内容なのですが、この7月にもう処理結果のほうまで出てしまっておりますので、概要に基づき、この場で御報告させていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、令和4年6月15日に不服の申出がありまして、令和4年7月13日付で処理結果を不服申出人御本人に通知をしております。勧告・意見等がない場合には不服申出者に対しては処理結果のみ通知することになっておりますので、これと同様の内容は、御本人のほうに通知されております。

経緯としましては、不服申出者は令和4年6月9日付で「桐ヶ谷市長の政治資金収支報告書（利害関係者特定のため職員が加筆したメモ）、情報公開条例第15条第9項第6号に基づき、利害関係者特定資料を求める。」ということで、情報公開請求を行いました。実施機関、こちら総務課になりますが、令和4年6月15日付で個人に関する情報という理由で一部公開決定をしております。こちらが添付の2枚目になりますが、情報公開決定した内容になります。その報告書自体は選挙に関わる資料になりまして、選挙管理委員会のほうで、何人でも請求ができる資料となっております。それを総務課のほうで取得をいたしまして、若干それにメモ書きをしたというところがございました。その部分が、今回の総務課のほうでは一部公開ということで決定したのになります。

この決定につきまして、不服申出者はこの一部公開決定に対して、2つ、①としまして非公開部分の公開、②としまして情報公開条例第15条第9項第6号に基づき、献金者リストの中から、市に関する利害関係者を特定するための資料の作成について、不服の申出を行いました。不服申出の要旨は、概要に記載のとおりですが、申出者の主張では、非公開部分については寄附者が経営する企業の肩書で、公となっている情報であり、個人情報ではないので、公開すべき情報であるということです。

また、情報公開審査委員に対しまして、条例第15条第9項第6号に基づいて、献金者リストの中から、市に関する利害関係者を特定するための資料の作成を実施機関に対して意見を述べる旨の職務の発動を求めるというものになっております。

情報公開審査委員は不服申出者からの聴取、関係所管からの聴取を行いまし

たが、その概要は記載のとおりになっております。

まず、1番、非公開部分の公開については、本件メモの非公開部分を審査委員が見分しました。すると、各寄附者が所属する団体名、地位等の寄附者の職業に関する事項が記載されており、これは各寄附者が条例第5条第2項第1号の個人に関する情報に該当し、公になっている情報であっても個人に関する情報に該当することは明らかであるということです。

また、条例は、市の保有する情報について公開することを原則としつつも、他方、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮を行うことを基本原則としております。条例第5条第2項第1号アからオまで、こちら公開できる条件になります。について、この該当性を判断することなく、条例の趣旨や知る権利を理由に個人に関する情報を開示することができないということで、本件メモに記載されている情報について同項のアからオまでに該当する事由について該当するかどうかを検討しましたが、いずれも本件事由には該当性は見当たらないということになったということです。

②の条例第15条第9項第6号についてです。条例第15条第9項第6号は、情報を保有していないことを理由に、情報不存在決定がされた場合、これに対する不服申出がなされ、審査委員が情報の不存在を認識した場合を前提としているところになります。

本件情報公開請求に対しては一部公開決定がされており、情報不存在決定ではない。よってそもそも条例第15条第9項第6号を適用する前提は欠けております。

ただ、仮に請求者が献金者リストの中から、市に関する利害関係者を特定するための資料について、情報公開請求をして、これに対して情報不存在決定をした場合に審査委員が条例第15条第9項第6号に基づき当該資料を新たに作成し、これを公開すべき旨の意見を述べることにしても相当ではないということを出しております。

これは、条例第15条第9項第6号が審査委員に対して、このように意見を述べる職務を与えたのは、本来、実施機関において作成ないし取得されていてしかなるべき情報であるにもかかわらず、情報不存在決定がされた場合、実施機関に対して当該情報の取得または作成し、公開すべき旨を審査委員が意見をして、

請求者に対して実質的な救済を可能とするための制度になっております。

請求者は、本件収支報告書に記載された寄付者が市に関する利害関係を有するか否かを特定するための資料の作成を希望していますが、この請求者が希望するような資料について、実施機関の職員が作成すべき職務を有しているとは考えられず、本来実施機関が作成すべき資料とは認定し難いということになりました。

また、請求者が望む資料の作成のためには、市の実施機関が保有する個人情報と寄附者をひもづけする必要があります。このような個人情報の利用は、個人情報を収集したときの収集目的以外の目的での利用に該当する可能性が高く、逗子市個人情報保護条例第10条第1項に違反するおそれもあるということになります。

これらの結果としまして、実施機関に対しては、勧告ないし意見の必要性は認められないという報告でございました。

報告は以上になります。よろしく願いいたします。

○稲葉会長 ありがとうございます。

これまで、2点について御説明いただきましたけれども、まとめまして御質問等ございましたらどうぞお願いいたします。

○鈴木（弥）委員 この請求者って誰ですかね。これを請求している人は何の目的でこの寄附が、利害関係がというのを請求したいんですかね。

○齋藤総務部参事 目的は……

○鈴木（弥）委員 要はその自分たちにいいようにやってもらうために、そういう気持ちで寄附をしているのではないかというのを所属している会社とかを見るためですかね。

○齋藤総務部参事 目的は、多分、この桐ヶ谷市長が献金を受け取ったことによりまして、その方に対して何か特別の利権を与えているのではないか、本当にそうかどうかは分かりませんが、それを想像した上で、これを、情報公開を請求して不存在だったので、それを作れという、御本人がそういった資料が欲しいというところ、それを調べるために献金した方が例えば市の事業を請負っているのではないかとか、例えば市の事業とかですかね、そういったものに関わって、特別にほかの企業と比べ非常に優遇された扱いをされているのではな

いかなるところが本当にどうか、そうかどうか分からないんですが、そういうことで請求しているものだと思います。

○鈴木（弥）委員 思われます。なるほど。

○稲葉会長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

○花野委員 恐らくまちでよく見かける方だと私は思っているんですけども、総合病院誘致に関して、よく街頭で桐ヶ谷市長の献金の話をよくされているんですが、多分それに係ることでこれはおっしゃっていると思うんですけども、議会のユーチューブを見たんですね。すると、それに対して桐ヶ谷市長も経験が浅いということで、金銭の授受に関しては、自分には否はないというようなやり取りをされているようなところがあって、議会だとすごいぼんやりしたような回答になっていたんですけども、この調査結果に基づくと、結局そういう何て言うんですか、資金、不正というか、自分に不正な献金がなかったということが分かったということ、これは結果としておっしゃっているということですかね。

○齋藤総務部参事 結果としては、その不正があったかというのは、この中では特には分からないので、ひもづけする、要は献金、こちらに資料があります献金、それは市長選挙のときの献金者のリストなんですけど、その方が例えばある会社をやっていて、それが例えば市の土木事業とかを、特別に市に例えば何社か、10社とかあった場合にそこだけが特別に市の事業を100%受けているとか、そういった事実というのは、この中では特に検証はしておりませんので、リストを作るかどうかというところの話までしかやっておりませんので、この一番下の結果としまして、そのリスト、この献金者リストとその事業者がひもづいているのかどうかというリストさえも、市の職員はそれを作る職務はないということですね。

そういう業務は市としては、我々公務員ですので、法律や条例に基づきまして、所掌事務がございます。例えば、情報公開課であれば、情報公開と個人情報とか、市政情報広場について事務をやっておりますので、それ以外の事務については、例えば、文書の管理ということであれば、総務課が事務をやったり、人事に関してはまた違う所管があります。必ずどこかに所管がありますが、請

求者が希望するような資料を作成する職務というのが、要はそもそもないということになります。

というのが一番下にありますが、それは個人情報扱うということなので、個人情報と個人情報を違う形でひもづけるといのもどうなのかなというところですね。本来の目的に合致するのかどうかというのが難しい。個人情報保護条例上で判断していかなければいけないというところもあります。

請求者がどなたかというのは、ちょっとこの場で申し訳ございませんが言えませんので。

○花野委員 結局、なので先ほど申し上げた政治献金があったのかどうかとか、そのひもづくところにおいては、これでは分からないし、市としては、それに関して管轄外であるということを見ると、もうそこはもう闇の中ということですよ。

○齋藤総務部参事 闇の中というか、市長が自ら答えるか、ある意味、そういう不正であれば、司法機関、警察とかそちらのほう動くような話にはなってくるかと思われまます。実際そういうのがあるのであれば。

○稲葉会長 ほかに御質問がございますか。

今の御説明でよろしゅうございますね。

○鈴木（弥）委員 ぜひプロの方は、その辺どういう判断なのかというのをお伺いできれば。

○齋藤総務部参事 担当は前田先生なので。

○前田副会長 情報公開審査委員として、これを私が担当しました。

この請求者の方、これは先ほどの御説明を聞いてどこまで御理解いただけているかという問題なのですけれども、先ほどのお話との関係でいうと、これってそもそも情報公開、逗子市が保有している情報を公開するかどうかという判断で、市長に不正があったかどうかは、情報公開との関係でいうと関係ない話で、原則として、逗子市の情報公開条例の第5条第1項で、逗子市の持っている情報というのは公開すべきであると、だから基本的には公開するのが原則なんですけど、片方の方向性というか、利益として、個人情報は守らなければいけないという方向性があるので、それを調整しなければいけないんですね。それが5条の第2項以下になって、個人情報は駄目ですよというふうに記載されて

いるんですが、ただし例外が幾つか記載されていて、例外に該当しない限りは個人情報には隠さなければ駄目ですよというふうに規定されています。

この請求者の方というのは、市長の不正を暴くための情報みたいな、要するに今回でいうと、この選挙運動の寄附者がどういう人なのかをもっと知る情報というのは、市民にとって非常に知る必要性があるんだと、それが知る権利なんだと、そういうのをオープンにするのが情報公開の趣旨なんだという御説明、理由をおっしゃっていました。

ただ、やはり条例というのは今申し上げたとおり、個人情報を保護しなければいけないけれども、例外として5つだけ、アイウエオという5つの例外を定めているので、そこに該当するかどうかという判断をしないで、ただ単にそれが市民が必要なんだとか、知る権利があるんだとか、情報公開条例の趣旨なんだという話だけでは、マスキングされている部分は開示すべきという結論にはならないので、それは駄目ですよというのが①の非公開部分の公開のところになります。

それから、あとこの請求者の方は、15条の9項6号の職権発動を求める、15条の9項6号とは何なのかというのは、我々情報公開審査委員が不存在決定の場合に、必要があるときはちゃんとそれを作って公開しなさいということを勧告できるという規定があるんですね。これは平成16年の条例改正ですかね、その職権を発動して、私が逗子市の実施機関に対して市長と寄附者の利害関係があるかどうかを分かる資料を作れと言いなさい、勧告しなさいというのが②の問題です。

なので、情報公開審査委員が実施機関に対してこの書類を作れというべきかどうかというのを、その必要性があるかどうかということなんですけれども、それはちょっとさすがに市の職員が作るべきもの、本来、本当はあるべきものなのに、作っていないから不存在ですよとかいうのを救済しようという規定なので、ちょっと趣旨が違うのではないかなというところが②の部分になります。

ということで、特に勧告すべき、意見をすべき事案ではないと考えたので、こういう結論にしました。

この方はやはり逗子市長の不正が、調査すべき必要性を訴えるんですけども、それはこの情報公開との関係では不正があるかどうか私は分からないです

けれども、不正がありそうだからといって公開すべきだとかいう判断にはならないので、それは全然違うレベルの問題かなというふうに思います。

○稲葉会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

ほかにどなたか御質問のある方、ございませんか。

御質問がないようなので、それでは、次の議題3番の議題に事務局から御説明いただけますか。

○齋藤総務部参事 では、議題の3その他について説明させていただきます。

今回、3つございます。

まず、「広報ずし」のページ数の変更予定について、前回こちら報告させていただいておりますが、こちらについて質問が何点かございましたので、それについて御報告させていただきます。

2つ、質問のほうがございました。まず、1つ目が、令和5年2月から「広報ずし」こちらの製作業務を委託化することとありますが、経費はどのようなのかという質問がございました。

こちら、企画課広聴広報係から回答がございまして、予算としましては、1か月24ページのもの、これについては印刷のみの費用としまして、53万5,425円を予算化しております。これが委託化することによりまして、編集業務が追加されるため、予算額としましては104万50円、印刷の費用については44万4,400円、若干下がりますが、編集業務が59万5,650円ほど追加になりました。全体としましては50万円の増を見込んで予算を立てているということです。

また、広報誌編集のために現在使っておりますパソコン、プリンター等の賃貸借料、こちら年間50万円及びソフトウェアに係る賃貸借料、こちら年間40万円が減額できる予定であると考えているそうです。

費用は増加しますが、職員は記事に対する事業の選定、時間をかけた取材を通じ、市民を主役とした記事づくりに注力ができること、逗子市の魅力や暮らしやすさのみの発信だけではなく、市の抱えている課題や力を入れていることを伝える。市の重要な事業をさらに分かりやすく見やすく伝える紙面を目指していくということです。

また、職員の人事異動によります広報の作成過程においてクオリティー、そ

ういった技術に左右される部分というのがなくなるというメリットもございません。

2つ目の質問は、市のSNSを活用していくということですが、こちらは利用者が増えているのかという質問でした。

こちらにも回答がございまして、市の公式SNSを活用した情報発信としましては、フェイスブック、LINE、ツイッター、インスタグラムを用いて、原則市が主催する事業については、こちらを活用して発信していくということを行っております。

平成27年5月に開設したフェイスブックについては、緩やかに増加の傾向にあります。最近1年間でのフォロワー数は100人増加し、令和4年6月28日時点で2,095人となっております。また、投稿を見た人の数ですが、リーチ数といっているものになりますが、直近1年間の累計は1万9,193人となっております、1年間で11.1%増えております。

LINEについては、当初、ワクチン予約システムとして開発したのになります。こちらを今年5月25日から一般の行政情報にも活用する形で運用を始めております。友達の追加数は増加傾向にありまして、活用開始時点の5月25日の友達追加数は1万3,116人、7月14日時点で、454人増の1万3,570人となっております。

ツイッターについても市政情報やイベント情報などを発信するために、令和4年6月から開設しております。

ホームページ、こちら今後、ホームページをリニューアルする予定になっております。このリニューアルをした際に、SNSとの連携を予定しておりまして、ホームページが更新されると更新情報がツイッターのほうにも流れるような仕組みを考えておりまして、利用者の利便性も向上するのではないかと考えております。

インスタグラムについては、7月1日時点で1万7,578人のフォロワー数となっております、この1年間で1,865人増加しております。

「広報ずし」のページ数の変更点については以上になります。

2つ目の内容になります。日程調整になります。本審議会の次回開催は令和5年1月から3月を予定したいと思っております。ただ、新型コロナウイルス

スの感染状況や現在、個人情報保護法が改正する関係で、個人情報保護条例も改正が予定され、そちらの検討も行われておりますので、そちらの影響もごさいますので、日程については改めまして事前調整をさせていただきたいと思っております。

最後に、開催通知等のペーパーレス化について意見がございました。こちら、鈴木弥奈子委員のほうから、市役所全体としてペーパーレスを進めてほしいという考えから、その一環としまして、この審議会でも可能であれば開催通知等のペーパーレス化について進めていってはどうかという意見をいただきました。

市も、デジタルトランスフォーメーション、DXとありますが、こちらの推進をしております、業務のペーパーレス化は市の方針であります。事務局としましても、お送りいたしました開催通知の押印を省略することによってメールで送るとか、あと資料などもメールに添付するということは対応は可能ではございます。

ただ、メールで全てやってしまった場合に、皆様、委員の皆様の閲覧環境、資料を持って来て、当日またここで見ていただくことが可能なかどうかという、閲覧環境が不明でありますので、ちょっとどのような対応が可能なのかということで御意見のほうを伺いたいと思います。

以上になります。よろしく申し上げます。

○稲葉会長 ありがとうございます。

鈴木弥奈子委員、特に追加するような御要請はございますか。

○鈴木（弥）委員 ペーパーレスを進めてほしいなというのは、市がもっと推進して、率先してやってほしいと、なので、例えば、こういうのだってメールで送っていただければ郵便代もかからないし、紙代もかからないし、そういったちょっとした積み重ねでいろんな業務というのがどんどん重なって行って、学校現場の先生方とかもやはりすごくいろいろ報告書作成だったりとか、そういうのはもう市のほうがもっとやっていただいたほうがいいんじゃないかなって、今、教員不足で、とても先生方大変なんですよね。なので、学校ももちろんそうですし、役所として、逗子市として、もっと取り組むようにしてほしいと。

例えば、先ほど押印省略とおっしゃっていましたがけれども、そんなのなくていいわけですよ。今、印鑑だってどんどんやめましようっていつている時代

に、これがあるかないかで何が変わるのって、私はすごく思うわけですね。

当然、事前にメールの環境だったりとか、PDF開けないとかいろいろあるかもしれないんですけども、そういった方は、その方だけ送ればいい、それが逆に手間になってしまうのであれば、全員送るでも構わないと思うのですけれども、もっと強力に進めていかないと、いつまでもできない人に合わせましょうだと、何もできないというふうに私は学校でしばしば先生方が、足並みそろえて、足並みそろえて、他校と足並みそろえとおっしゃるんですけども、できない人に合わせているという、今回のコロナでね、Zoomで授業をやりましょう、でもWi-Fiが家にないか、そういうのもどんどんやれるところに合わせて進めて行ってほしいということの一環でペーパーレスも進めてほしいというふうにすごく思っているし、仕事でいちいちこんなのを取引先から送ってくるなんてないんですよ。見積りでも何でも全部メールで今済むようになってきているし、押印、例えば印鑑ほしいんだったら、社判だって今パソコンで打てますよね。そういったものをどんどん導入していただきたいというふうな思いで、今回ちょっとメールのほうに書かせていただいて、取り上げていただいてありがとうございます。よろしく願いいたします。

○稲葉会長 今の御意見について何かほかに御意見ございますか、どうぞ。

○野々山委員 「広報ずし」の変更、SNS等の増加、リニューアルするホームページ、これらを含めて、今御提案のペーパーレス化に賛成です。しかし、委員の皆様の状況をお聞きする必要があると思います。

○稲葉会長 ほかに御意見はございますか。

会議資料は、事前にぜひ会議の前に読みたいと私は思います。読むからには、それをメールで送っていただけなのか、またはこの従来のように郵送で送ってくださるのか、いずれにしてもこれはペーパーレスではなく、当日の会議も持ってきたりして、いろいろ質問が出たりする関係で、資料をペーパーレスにするというのは難しいのではないかと私は思いますけれども、皆様の御意見はいかがでしょうかね。

どうぞ。

○野々山委員 副会長のように、パソコンなりタブレット、机の上に自分で置いて、それを見るというやり方もありますよね。しかし、そういうことのできる

委員と、できない委員がいらっしやると思うので、委員の皆様の御意見、状況をお聞きしたらいかがでしょうかと思います。

○不破委員 お話分かるんですね。例えば、そういう開催しますよとかという通知、そういったものは確かにメールで十分だと思うし、こういった資料、これパソコンで送られて、メールで来て、私はタブレット使わないで、基本パソコンとスマートフォンで、パソコンをここに持ってきてということになるのか、やっぱりちょっとやはりいいかげん歳になってくると、これ全部印刷しないで全部それを読み込むというのは、なかなか負担で、しかもスマートフォンで当日これを見るのは結構厳しい。

だからどうしてもそういうことをするのであれば、こちらのほうであるタブレットに入ったものを見せて、ここで使うのか、家で大きなパソコンで見てきてくださいよということになるのか。逆に言うと、パソコンがない人は情報公開に、そこは関わることは委員になれなくなるのかなというふうになると思うんですね。

ですから、メールで例えば簡単なね、それで済む部分はそれにして。あとDXってよくいいますけれども、非常によく今問題になっているのが、結局デジタルのデータって、もっとコアな部分のところで何かに消されたりとか、改ざんされたりとか、なくなりましたというのが出てくるんです。ですので、簡単に、いけいけ、何でもどんどんいけいけでいいのかということは、必ず一步一步立ち止まって、この内容はペーパーレスでもいいけれども、これは必ず今までの国がやっているような、あれを見ますと、必ずやっぱりきちんとどこかに見られる形で、消せない形で残しておかないといけないのではないのでしょうか。多分学校ですごく無駄なところあるんですけれども、そういうものを伺うと、想像すると、多分その中でも分けというんですかね、できることがあると思うんです。

○鈴木（弥）委員 例えば開催通知なんかはメールでもらってもいいですね。

○不破委員 そうなんですよね。そうなんですよね。

○鈴木（弥）委員 分かっていますよ、それ。メールない時代のやり方ですねみたいな感じが。こういう資料とかは送っていただいて、PDFつけていただいても読み込むというと、やっぱり私は自分でプリントアウトして読みますか

ら。

ただ、そうするとプリンターがない、パソコンがないってなって、いろんな条件がそろわないと難しいとおっしゃっているのもすごく分かるので、省略できるところからやっていくことで、やれること、やれないこと、やっぱりこのままがいいよねということも増えてくるのかなと。何もしないで今までどおりずっとやりましょうだけはちょっとやめていったほうがいいのではないかなというお話。私も何でもかんでもペーパーレスにすればいいとは全然思っていないです。できるところから。

○**稲葉会長** ほかに御意見はございますか。

とにかく資料、私の立場でいえば、資料は前もって見たいと、それで紙で、それから、会議にパソコンを持ってくるぐらいであればプリントアウトして、紙で持っていきたいと、パソコンを持ってくるのは重いし、またつないだりいろいろするのは大変だろうと思います。

それで、ペーパーレス化というのは、例えば会議資料をこういうスクリーンで映して、そこでみんなで見るとか、そういうペーパーレス化だったらまた別なんでしょうけれども、やはり今はまだそこまではまだ当会はっていないので、やっぱり資料は結局皆様御自分でパソコンに入れるなり、紙でなり持ってきていただかなければいけないのではないかと思っておりますがね。

先ほど、鈴木委員がおっしゃった案内通知、案内通知だけの問題であれば、1枚だけですから、資料と一緒にこそっと1枚追加、それを省略するのも簡単ですけれども、それこそ大きな効果にはならないんだと思っておりますけれどもね。案内通知は、メールで皆さんの御都合を伺ったり当然されているものですから、それで分かるといえば確かに分かりますけれども、それだけだと思いますが、ほかに皆様御意見ございましたらどうぞ。

○**齋藤総務部参事** まず、押印のほうですが、今の御意見を伺いますと、できるところからやっていこうというところで、押印については押印省略というものが可能ですので、押印省略ということで、適宜メールとか、郵送する場合は郵便に入れちゃうとか、そういう形で、メールで、電子的な形に移行していくような形を取りたいと思います。

資料については、若干意見が分かれるのかなと思いますので、もし全体的な

紙を減らすという意味では、御希望の方は郵送を継続できるし、もう要らないよという方はメールで対応できますので、そういったことを後で私は要らないよと言っていたら、メールで対応することも可能ですので、そういった方向性はいかがでしょうか。

○稲葉会長 事務局からの提案ですが、これについて御意見は。事務局からの御提案でよろしゅうございますか。

では、そういうことでよろしくお願ひいたします。御希望の方、個人でどうぞ事務局に申し出てください。特に申出がなければ従来どおりの御意見というふうに了解いたします。従来どおりのやり方ということでございます。

ほかにございませんでしょうか。その他の議題についても御質問があれば。

では、ほかにございせんので、事務局、最後に何か御発言、次回のこととか何か、よろしゅうございますね。

○齋藤総務部参事 大丈夫です。今回は、また日程調整をさせていただきたいと思ひます。お願ひします。

○稲葉会長 分かりました。

以上で特に御質問がなければ、これで閉会させていただきます。

皆様、お暑い中御参加いただきありがとうございますございました。

次期は、来年の1月から3月ぐらいということでございますけれども、その折にはよろしくお願ひいたします。

コロナがどうなっているか分かりませんが、またできれば開催できるのを願っております。

では、本日はどうもありがとうございます。

午前11時07分閉会